

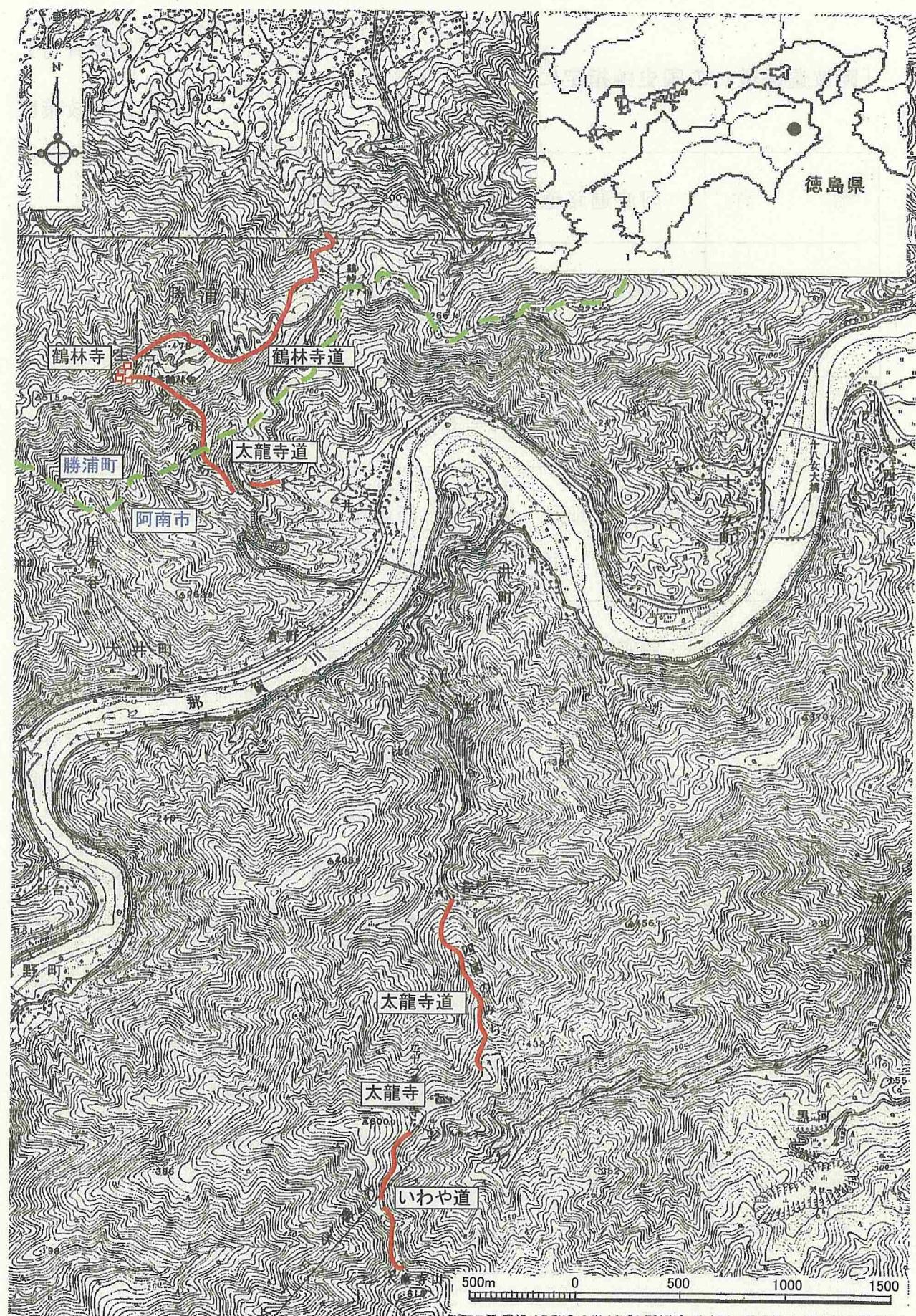
## 【補足資料】

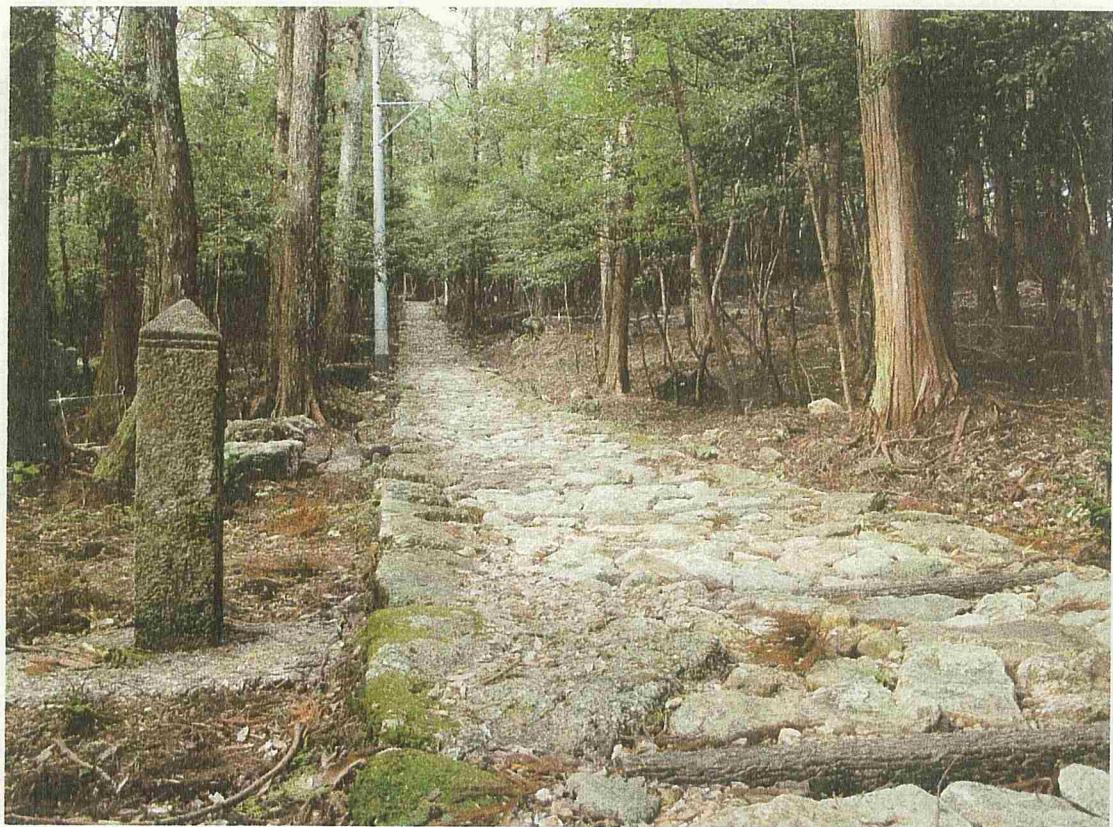
## 「阿波遍路道」の国史跡指定について

教育文化政策課

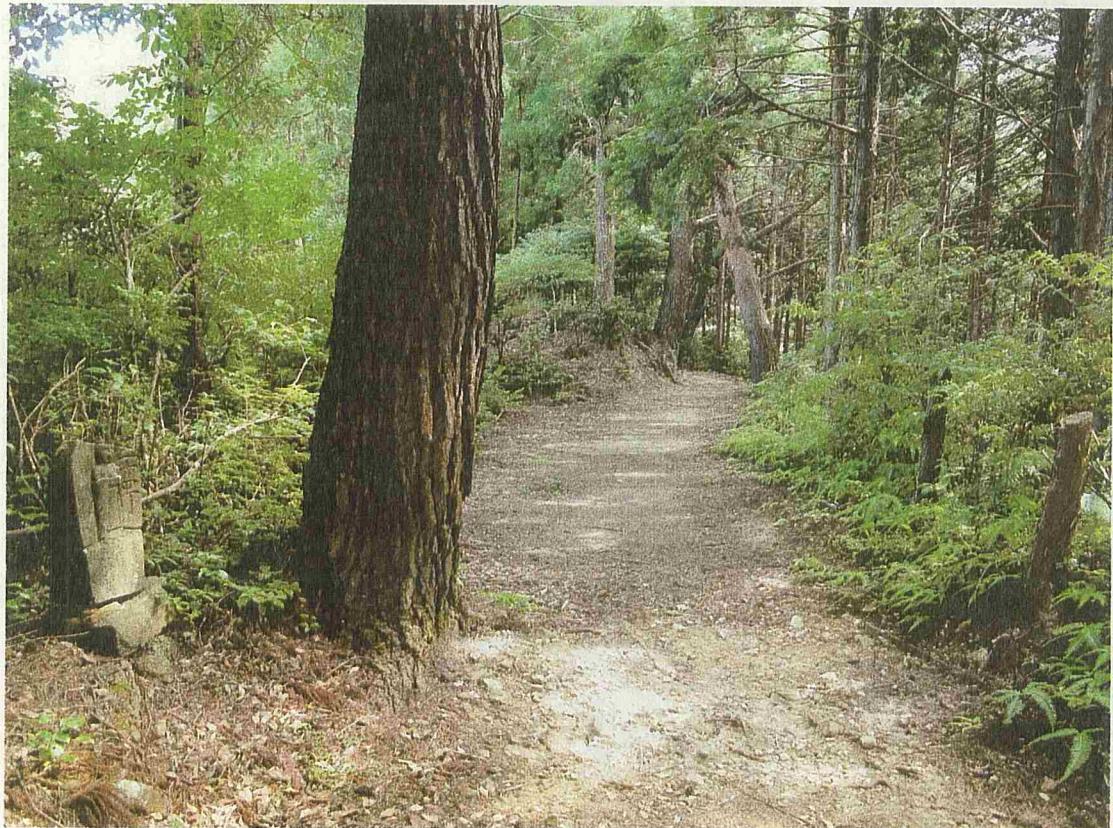
名 称	あわへんろみち 阿波遍路道（鶴林寺道・太龍寺道・いわや道）
所 在 地	とくしまけんあなんしおおいちょう 德島県阿南市大井町、水井町、加茂町 とくしまけんかつうらぐんかつうらちょう おおあざいくなあざわしがお 徳島県勝浦郡勝浦町大字生名字鷺ヶ尾
距 離	約 4.5 キロメートル
指 定 基 準	史跡の部三（その他、祭祀信仰に関する遺跡） 六（交通・通信施設）
指 定 日	平成 22 年 8 月 5 日（文部科学省告示第 123 号）
特徴・評価 (詳細別紙)	<p>四国八十八箇所霊場をめぐる遍路道は、四国 4 県にまたがる空海ゆかりの社寺を巡る全長 1,400 km にも及ぶ回遊式の霊場巡礼道である。</p> <p>今回の指定は、第二十番札所鶴林寺から第二十一番札所太龍寺周辺の約 4.5 km の遍路道で、通称、鶴林寺道、太龍寺道、いわや道と呼ばれている。</p> <p>遍路道沿いに建てられた町（丁）石・道標・遍路墓等の石造物や遍路の宿泊施設（通夜堂）等を含めた遍路道は、広範囲にまたがる回遊式の巡礼道であり、民間に広く普及した四国遍路における信仰を物語る道として貴重である。</p>
備 考	

## 阿波遍路道(鶴林寺道・太龍寺道・いわや道)の位置図





鶴林寺道(五丁石前)



太龍寺道

## 県指定史跡

## 鶴林寺の丁石

一一基

一九五八(昭和三十三年)一月二十五日県指定  
勝浦郡勝浦町大字生名 参道 鶴林寺

治二年「八丁・十丁」、一三六八(応安元)年「六丁・一丁?」、  
一三九一(明徳)二年「五丁」、一五〇六(永正二)年「四丁」の六  
基であり、南北朝時代のものが中心で五基とも北朝元号が用いら  
れている。

鶴林寺は標高五一六mの鶴林寺山山頂近くにある真言宗寺院である。四国霊場第二十番札所であり、空海伝説とともに、平安後期の「木造地蔵菩薩立像」、鎌倉末期から南北朝とされる「絹本著色地蔵來迎図」「絹本著色釈迦三尊像」などを所蔵する名刹である。

その旧参道には一一基の丁石が残っている。いずれも花崗岩製であり、高さは大きなもので一三八cm「十丁」、小さなもので五九cm「四丁」、幅と厚さはいずれも約一七cm内外の尖頭方柱形式である。尖頭部には二条の深い切り込みがみられ、五輪塔形卒塔婆を祖型とする模式的丁石である。一一基のうち九基に刻銘が認められ、年号や願主が記されていながら、判読し難いものが多く、古い刻銘の上に丁名を記して再利用されたものも確認できる。紀年銘が判読できるのは古い順に、一三六三(貞

